

環境影響評価に関するよくある質問とそれに対する見解

【現況との比較について】

Q) 予測結果は現況より悪いのではないかと。現況と比べてどうか。

A) 環境影響評価は、事業が環境に与える影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、環境基準等との整合を図り、必要に応じて環境保全のための措置を講じることにより、事業実施による環境への影響をできる限り少なくするために行います。事業者は環境影響評価の結果を踏まえ、事業を実施します。

予測結果及び予測にあたり必要な箇所で行った現地調査結果は、準備書に記載しています。

【環境基準について】

Q) 環境基準を満たしていたら良いのか。

A) 大和北道路の環境影響評価では、環境影響評価法や県の条例等に基づき、評価基準として環境基準等を用いています。

なお、環境基準は、環境基本法に基づき、「人の健康を保持し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準」として設定されたものです。

【景観について】

Q) 高架構造物ができて圧迫感があるのではないかと。

A) 高架部については、可能な限り圧迫感を抑えるため、事業実施段階において周辺の環境に調和するよう、形式やデザイン、色彩等に配慮することとしています。

具体的には、詳細な設計を行う際に高架部の橋脚(1)の間隔や形状、
はしげた
橋桁(2)の厚さ等、デザインの検討を行います。

1、 2 : 橋脚、橋桁についての説明は、5ページ目をご覧ください。

【換気塔について】

Q) 南北換気塔の高さの違いによる周囲への影響はどう違うのか。

A) 換気塔の地上部の高さは、北側は8mの高さ規制がかけられている風致地区(第1種)内にあることから8m、南側は周辺の建物の高さから30mとして環境影響評価を実施しています。

大気質への影響については、トンネルの排気は北側、南側とも換気機(ファン)により上空に約80~90m吹き上げて拡散する計画としていることから、換気塔から周辺地域への寄与濃度(3)は最大でもバックグラウンド濃度(4)の約1/1000程度となり、周辺への影響はないものと考えています。なお、換気塔には粉じん等を除去する除じん装置を設置します。

騒音と低周波音についても、南北換気塔とも周辺への影響はないものと考えています。

景観については、南側換気塔について予測及び評価を行い、環境保全措置として形式・デザイン・色彩の検討及び周辺において植栽を実施することにより、景観への影響も低減できると考えています。

なお、換気塔の形状については、事業実施段階において具体的設計を進める中で、土地利用に関する規制や土地利用状況等を踏まえ、周辺の景観とも調和するよう検討します。

3: 寄与濃度とは、事業の実施による周辺の大気質の濃度の変化量のことです。

4: バックグラウンド濃度とは、周辺の平均的な濃度のことです。

【地下トンネルについて】

Q) 池の水枯れや農業用水への影響が心配。

A) ウワナベ古墳(池)付近は、国道24号の地下約40mのところをシールドトンネルで通過することを想定しています。シールドトンネルは漏水しない構造ですが、水位観測を行い、地下水について十分留意しながら工事を進めていく予定です。

なお、トンネルの深さは事業実施段階でさらに詳細に地質等を調査し、それぞれの地区における具体的な深さを決めていきます。

Q) 地盤沈下は大丈夫なのか。

A) 環境影響評価では、広範囲な地盤沈下を対象として予測及び評価を行うこととされています。

一般的に奈良盆地は軟弱地盤帯とは定義されていないことや、既存の地質データ等からも広範囲な地盤沈下が生じるとは考えにくいことから、予測及び評価を行う項目として選定していません。

トンネルの施工にあたっては、地下水の保全のほか、沿道建築物等の状況を適切に把握するため、地下水位の計測管理も含めた適切な施工管理体制が必要と考えており、検討を行うこととしています。

Q) トンネルが原因で問題が生じた場合はどうするのか。

A) 事業実施段階で、必要に応じて調査を行い、大和北道路の工事に起因して問題が生じた場合は補償します。

【工事中の影響について】

Q) 工事中の影響が心配。夜間工事はあるのか。

A) 建設機械を動かした際の騒音については、環境保全措置として高さ2mの防音シートを設置することとしています。工事用車両の運行については、計画道路の区域内を極力利用することにより、工事用車両の台数を可能な限り低減するとともに、工事用車両の集中を避ける等の配慮を行うこととしています。

夜間工事は行わない予定です。

なお、今後の事業実施段階でも説明会を行い、地元と協議させていただきます。

【スケジュールについて】

Q) 事業のスケジュールはどうなるのか。

A) 都市計画決定まで1～2年程度かかると考えています。

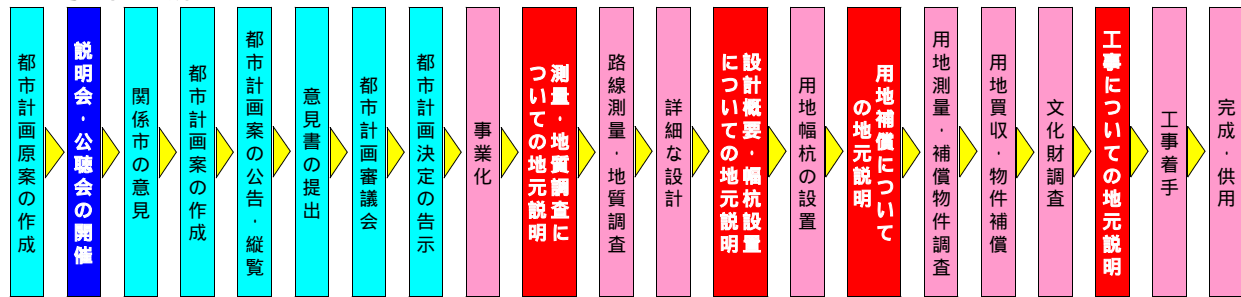
都市計画決定後、事業化することとなりますが、測量や設計のための説明会を行い、地域の状況を把握し事業を進めていく予定です。

事業化後は目標年次を定めて公表し、事業を進めていきたいと考えています。

Q) 早期に事業着手して欲しい。

A) 大和北道路は、県にとって必要不可欠な道路であり、都市計画決定後、できる限り速やかに工事着手できるよう国に対しても要望していきたいと考えています。

【事業の流れ】



【意見の取り扱いについて】

Q) 住民からの意見はどう取り扱われるのか。

A) 説明会で住民の皆様方から頂いたご意見は、その要旨をとりまとめて、有識者等で構成される県都市計画審議会に報告し、都市計画案、環境影響評価書とあわせて審議されます。

また、準備書に対する意見書については、意見の概要をとりまとめ、都市計画決定権者である県の見解とあわせて県知事及び関係市長に送付し、環境保全の見地からの知事意見を作成し、環境影響評価書に反映します。

【情報提供について】

Q) 今後も分かりやすく情報提供してほしい。

A) 県都市計画課のホームページ等で大和北道路の都市計画及び環境影響評価の手続きに関する資料等を公開します。

(11月に県ホームページに資料等を掲載しました。)

アドレス：<http://www.pref.nara.jp/toshi/>

なお、今後も分かりやすく情報提供していきたいと考えています。

【その他】

Q) 供用(5)後の環境状況の把握はどのようにするのか。

A) 環境状況については、毎年、県の環境部局等で把握しており、大和北道路の完成後も同様に把握していくこととなります。

Q) 活断層の影響や電波障害が心配だ。

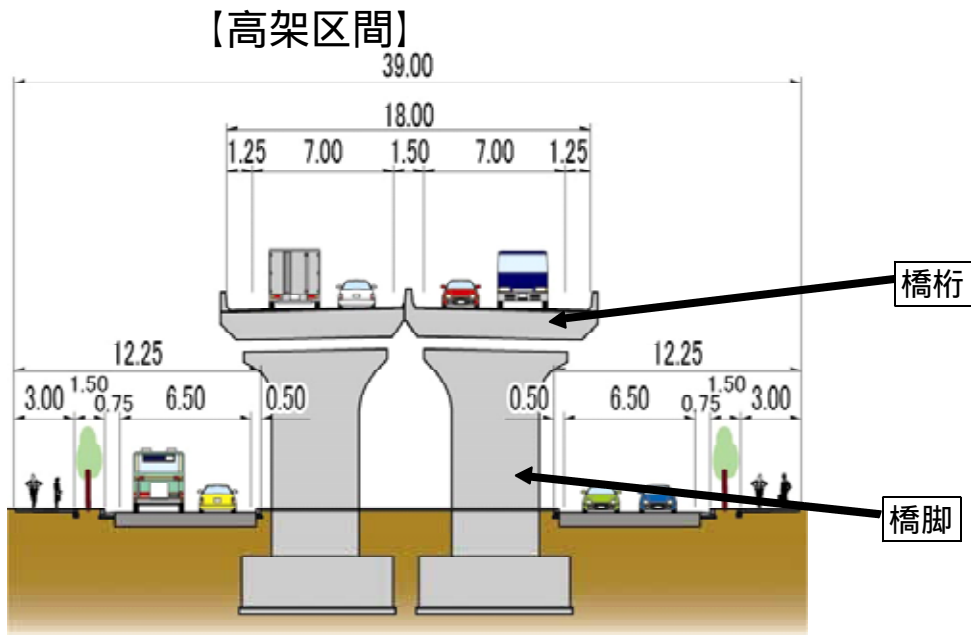
A) 活断層に対する安全対策については、事業実施段階において耐震設計に

より必要な耐震性を有する構造となるよう検討を行うこととしています。

電波障害については、事業実施段階で事前調査を行い、大和北道路が原因で電波障害が生じた場合は、共同アンテナの設置や有線等の補償工事について、説明会等により地元と協議させて頂き適切に実施します。

5：供用とは、人や車などが道路を通行できるようになることです。

1、 2：橋脚と橋桁については、以下の図面をご参照下さい。



お問い合わせ、ご質問等ございましたら、ご連絡下さい。

奈良県 土木部都市計画課

TEL 0742-27-7521(直)